

	練馬区・練馬区議会が北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議 ～北朝鮮の弾道ミサイル発射に対して練馬区および練馬区議会が抗議声明～
と き	平成 28 年 9 月 6 日 (火) 発表
<p>5 日午後 0 時 13 分頃、本年 8 月 3 日に続き、北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイル 3 発を発射した。これに対し、練馬区長は、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する抗議声明」を発表した。</p> <p>同時に、練馬区議会は、6 日の第三回定例会本会議において、「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」を行った。</p> <p>抗議声明文および決議文の内容は別紙のとおり。</p>	

練馬区長は、6 日、「北朝鮮によるミサイル発射に関する抗議声明」を発表した。同時に、練馬区議会は、6 日の第三回定例会本会議において、「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」を行った。

抗議声明文では、北朝鮮がミサイルの発射を強行したことは、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であることから、北朝鮮のミサイル発射に対して厳重に抗議するとともに、国連安全保障理事会決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めている。

【問い合わせ】

(抗議声明) 練馬区 危機管理課 安全安心係 電話 03-5984-1027

(決議文) 練馬区 議会事務局 調査係 電話 03-5984-4736

北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する抗議声明

本年9月5日午後0時13分頃、8月3日に続き、北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイル3発を発射した。

弾道ミサイルは、いずれも北海道西側沖の日本の排他的経済水域に着水したとみられる。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強くミサイル発射の自制を求め、国連安全保障理事会が「安保理決議に違反している」と強く非難する報道声明を出しているにもかかわらず、発射を強行したことは、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、許しがたい暴挙である。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議や、日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

よって、ここに練馬区民を代表し、北朝鮮のミサイル発射に対して厳重に抗議するとともに、国連安全保障理事会決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めることを表明する。

平成28年（2016年）9月6日

練馬区長 前 川 燿 男

北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議

本年9月5日午後0時13分頃、北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイル3発を発射した。本年8月3日に続き、いずれも日本海上の我が国の排他的経済水域に着水したものと推定されている。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強くミサイル発射の自制を求めてきたにもかかわらず、再び発射を強行したことは、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定を損なう行為であり、許しがたい暴挙である。

今回のミサイル発射が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議や、日朝平壤宣言にも違反することは明らかである。

よって、本区議会は、北朝鮮のミサイル発射に対して厳重に抗議するとともに、国連安全保障理事会決議に違反する行為を今後行わないよう強く求めることをここに表明する。

以上、決議する。

平成28年9月6日

練馬区議会